

第4次東大阪市障害者プラン
第6期東大阪市障害福祉計画
第2期東大阪市障害児福祉計画

【概要版】

令和3年3月版



【計画策定の趣旨】

本市では、障害者基本法に基づき、平成10年3月に「東大阪市障害者プラン」を策定、平成16年3月に「東大阪市新障害者プラン」を策定、そして、平成26年3月に「第3次東大阪市障害者プラン(平成26年度～令和2年度)」を策定し、「お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪の実現」を基本理念として、障害者施策の総合的かつ適切な推進に努めてきました。

また、この障害者プランの実施計画である「第5期東大阪市障害福祉計画及び第1期東大阪市障害児福祉計画(平成30年度～令和2年度)」を策定し、計画的な事業の推進を行ってきました。

本計画は、この「第3次東大阪市障害者プラン」及び「第5期東大阪市障害福祉計画・第1期東大阪市障害児福祉計画」の計画期間が満了することに伴い、根拠法である障害者基本法及び障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や府の指針やさまざまな障害者施策を踏まえて、「第4次東大阪市障害者プラン」及び「第6期東大阪市障害福祉計画・第2期東大阪市障害児福祉計画」を策定するものです。

【計画の期間】

「東大阪市第4次障害者プラン」は、令和3年度から令和11年度の9年間で計画期間として策定します。

「第6期東大阪市障害福祉計画・第2期東大阪市障害児福祉計画」は令和3年度から令和5年度の3年間で計画期間として策定します。

また、関連する法制度、社会情勢の変化等に対応するため、各年度ごとに計画の評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第4次障害者プラン								
第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画		

【計画策定の経緯】

【東大阪市障害者計画等策定合同会議】

- ・5回開催
東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会
東大阪市自立支援協議会
東大阪市こころの健康推進連絡協議会
東大阪市障害者差別解消支援地域協議会
東大阪市障害福祉計画策定懇話会

【障害福祉ニーズ調査(当事者アンケート)】

- ・対象者:4,000人
(障害者3,400人、障害児600人)
- ・調査期間:令和2年8月7日～28日
- ・回収率:1,525人(38.1%)

【パブリックコメント】

令和2年12月22日～令和3年1月21日

【基本理念】

本計画は第3次東大阪市障害者プランの基本理念を引き続き重要と認識しつつ、障害者基本法の改正などをふまえ、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し、障害者が社会の対等な構成員として分け隔てられることなく、地域の中でともに自立し支え合うインクルーシブな社会であるとともに、人間としての尊厳や自己決定を尊重され、主体的に社会参加できる環境をつくり上げることを目指し、本計画の基本理念を次のとおりとします。

地域共生の実現に向け、お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪

【計画の基本的な視点】

- (1)権利の主体としての障害者の尊厳の保持
- (2)当事者本位の総合的な支援
- (3)ともに生き、ともに支え、支えられる地域共生社会の実現
- (4)社会のバリアフリー化の推進
- (5)差別のない社会の実現
- (6)多様な主体による協働の推進

【第4次障害者プランにおいて取り組む施策】

第1章 啓発・交流の促進と尊厳の保持

共生社会の理念の普及、障害及び障害のある人の理解を促進し、合理的な配慮等の理解と協力を得るため、地域の幅広い市民の参画による啓発・交流の促進。

第1節 人権尊重に根ざした取り組みの推進

- (1)地域共生社会の理念の普及
《主な項目》市政だよりやウェブサイト、リーフレットなどの広報による啓発など
- (2)身体障害・知的障害・精神障害・発達障害等の一層の理解の促進
《主な項目》「ふれあいのつどい」などのイベント開催や研修の実施など
- (3)障害者権利条約等の周知と障害者差別の禁止
《主な項目》講演会やイベントなどでの周知、当事者の参画など
- (4)成年後見制度等による権利擁護
《主な項目》成年後見制度利用促進、市民後見人の養成、法人後見による支援など
- (5)虐待防止対策の充実
《主な項目》周知啓発、虐待防止にかかる体制づくり、養護者への支援

第2節 福祉教育の推進

- (1)地域におけるふれあいと交流の促進
《主な項目》イベントの開催、障害のある人の地域活動への主体的な参加
- (2)学校における福祉教育の推進
《主な項目》子どもに対する福祉教育の充実、教育機関へ向けた交流体験など
- (3)地域のボランティア活動の推進
《主な項目》地域のボランティアの育成

第2章 地域での生活支援の充実

障害のある人が住み慣れた地域で暮らせるよう、利用者本位の生活支援体制の整備。障害福祉サービスの供給体制の確保や質の向上、福祉人材の確保の推進。

第1節 利用者本位の生活支援体制の整備

- (1)福祉サービスの供給確保と質の向上
《主な項目》福祉サービスの供給確保と質の向上、人材の養成・確保
- (2)発達障害児(者)施策の推進
《主な項目》支援体制や相談機関の充実、理解啓発など
- (3)相談支援体制の充実
《主な項目》相談サービスの充実、関係機関との連携強化、自立支援協議会の強化など
- (4)ライフステージに応じた一貫した支援体制の構築
《主な項目》障害児者支援センターレピラの強化
- (5)意思疎通の支援
《主な項目》手話をはじめ多様な意思疎通支援の推進、手話通訳者等の養成など
- (6)福祉人材の確保
《主な項目》福祉人材の養成・確保、教育の充実、ICT機器等の導入支援など

第2節 地域生活への移行の推進

- (1)施設入所者の地域生活への移行の推進
《主な項目》施設入所者への働きかけ、関係機関の連携、地域生活の受け皿の整備
- (2)精神障害者の退院促進
《主な項目》医療・福祉の連携、地域包括ケアシステムの協議の場での検討
- (3)地域生活支援拠点の整備と運用
《主な項目》地域生活支援拠点等の機能の充実、検証・検討
- (4)罪に問われた障害者への支援
《主な項目》支援体制の整備、精神医療や精神保健福祉サービスの支援など

第3章 文化・スポーツ活動等の推進

学習機会の充実や、文化・スポーツ活動の充実、またレクリエーション活動を通じて障害のある人などの体力の増強や交流、余暇の充実。さらに、ラグビーのまちであることから、障害のある人が生涯にわたりスポーツや余暇活動ができるよう社会参加の支援を推進。

第1節 文化・スポーツ活動等の推進

- (1)生涯を通じた学習機会の充実
《主な項目》生涯学習、講演会やイベントなどにおける情報保障など
- (2)文化・スポーツ活動の推進
《主な項目》ウィルチェアスポーツなど障害者スポーツの推進、文化・芸術活動の充実

第2節 社会参加の推進

- (1)余暇活動や社会参加の取り組みの充実
《主な項目》日中活動の支援やレクリエーション活動の充実

第4章 生活環境の整備の促進

ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進し、すべての人が安全で安心して生活し、社会参加できるよう、バリアフリー化を推進。また、防犯対策や災害時を見据えた防災対策を推進。

第1節 福祉のまちづくりの推進

- (1)公共的建築物の整備
《主な項目》障害のある人に配慮した施設整備におけるバリアフリー化の推進
- (2)道路・歩道等のバリアフリー化の推進
《主な項目》道路・歩道等の整備、放置自転車、違法駐車などの対策の推進
- (3)福祉のまちづくりの普及・啓発
《主な項目》福祉のまちづくりの普及・啓発

第4章 生活環境の整備の促進

第2節 居住環境整備の促進

(1) 多様な居住の場の確保

《主な項目》公営住宅の障害者向け住宅の確保、グループホームの整備促進など

(2) 住宅改造に対する支援の充実

《主な項目》住宅改造費助成事業の助成など

第3節 移動及び情報アクセシビリティの確保

(1) 移動手段の整備の促進

《主な項目》スロープ・点字ブロックの整備、移動支援による余暇活動支援など

(2) 情報アクセシビリティの整備の促進

《主な項目》ウェブサイトなどを活用したわかりやすい情報提供など

第4節 防災・防犯対策及び感染症対策の充実

(1) 防災対策の推進

《主な項目》災害時の要配慮者への支援体制づくり、防災訓練の促進など

(2) 障害特性に応じた災害時の支援体制等の整備

《主な項目》防災訓練への参加促進、障害特性に配慮した避難所の整備・充実など

(3) 障害者の犯罪被害や消費者被害等の未然防止

《主な項目》ネットワークの充実、被害を未然に防止するための情報提供・啓発

(4) 感染症拡大などの災害時における支援

《主な項目》自立支援協議会による情報発信、災害時の地域拠点機能の構築

第5章 教育・療育の充実

乳幼児健診などを強化し、早期の気づきから早期療育支援を行えるよう体制の強化。障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな教育の推進。また地域で自立生活が送れるよう医療機関や相談機関など地域の社会資源との連携による支援。

第1節 一貫した支援体制の整備

(1) 早期から療育支援ができる体制の推進

《主な項目》乳幼児健診などの充実、レピラにおける通園・診療・相談機能の拡充

(2) 子育て環境の整備

《主な項目》子育て支援の拡充、障害のある親への支援など

第2節 とともに学び、ともに育つ教育の推進

(1) 個別の教育支援計画の策定・活用

《主な項目》特別支援教育コーディネーターとの連携強化など

(2) 専門機関の機能の充実と多様化

《主な項目》支援学校の小・中学校等に対する支援、教職員研修の充実など

(3) 学校・地域・家庭の連携の強化

《主な項目》特別支援教育連携協議会の充実、サポートシートの活用を促進

第6章 雇用・就労支援の充実

障害のある人がその適性や意欲に応じて働く場が得られるように障害者雇用を促進。生活全般の支援、関係機関との連携による雇用・就労支援の充実

第1節 障害者の雇用の場の拡大

(1) 障害者雇用の促進

《主な項目》障害者雇用への理解促進、重度障害者への就労支援など

(2) 多様な働く場の拡大・活性化

《主な項目》職場実習受け入れ企業の開拓、企業に対する相談支援など

(3) 工賃向上計画の推進

《主な項目》生産活動の活性化や受注の拡大を支援、優先調達推進法の推進

(4) 企業の障害者理解の促進

《主な項目》企業向け研修、企業に対する相談支援など

第6章 雇用・就労支援の充実

第2節 職業訓練、職業相談などの体制強化

(1) 職業リハビリテーションの推進

《主な項目》ハローワークなど関係機関と連携、就労訓練による社会的自立の促進

(2) 福祉施設から一般就労への移行の促進

《主な項目》J-WATと関係機関との連携による就業支援体制の強化など

(3) 職業相談に関する支援

《主な項目》J-WATにおける相談支援など

第3節 職場定着や再チャレンジを支える仕組みの充実

(1) 一般就労及び福祉的就労の促進

《主な項目》J-WATにおける相談・助言、関係機関との連携強化

(2) 就労定着支援の推進

《主な項目》支援機関の拡大、医療機関の連携、企業に対する理解促進など

第4節 経済的自立の支援

(1) 障害福祉サービスの利用者負担の軽減

《主な項目》利用者負担の軽減

(2) 各種制度による支援

《主な項目》各種手当等の周知、制度の適切な利用促進

第7章 保健・医療の充実

障害のある人一人ひとりの健康の保持・増進を図るために、ライフステージや障害の特性に応じた保健サービスや、リハビリテーションなどの医療サービスの充実。こころの健康について正しい理解の促進、誰もが相談しやすい体制の充実など精神保健福祉施策の充実。

第1節 疾病等の予防・早期発見

(1) 生活習慣の改善による循環器病等の減少

《主な項目》早期発見・治療、早期療育に向けた体制の充実など

(2) 疾病の予防・治療の継続

《主な項目》健康教育や健康相談を利用しやすい場所での開催や啓発など

(3) リハビリテーションの充実

《主な項目》機能訓練事業、訪問リハビリ・訪問看護の充実など

第2節 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

(1) 障害者の健康維持とQOL(生活の質)の向上

《主な項目》保健・福祉・医療のより一層の連携・強化など

(2) 口腔の健康の保持・増進

《主な項目》歯周病予防から生活習慣病の予防など

(3) 高次脳機能障害への支援の充実

《主な項目》相談機能の充実、当事者活動の支援、啓発活動の充実など

(4) 難病患者に対する支援の充実

《主な項目》サービスの利用促進、在宅療養支援ネットワークの構築など

第3節 精神保健福祉・医療施策等の推進

(1) 精神保健福祉事業の充実

《主な項目》精神保健福祉相談や訪問指導の充実、ピアサポーターの育成支援など

(2) 精神障害にも対応した地域包括システムの構築

《主な項目》地域包括ケアシステムの構築、相談支援の強化など

(3) アルコール等依存症者等への地域生活支援

《主な項目》依存症者への再発予防、知識普及啓発など

(4) 自殺対策の推進

《主な項目》啓発活動の推進、相談支援の強化など

【第6期東大阪市障害福祉計画・第2期東大阪市障害児福祉計画の基本理念】

「東大阪市第4次障害者プラン」の基本理念である「地域共生の実現に向け、お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪」を、障害福祉サービスや地域生活支援事業等を規定する上位計画の理念として引き継ぐ。

【第6期東大阪市障害福祉計画・第2期東大阪市障害児福祉計画の基本的理念】

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保
- 7 障害者の社会参加を支える取組

【基本的な考え方】

○障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ・必要とされる訪問系サービス・日中活動系サービスの保障
- ・グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ・福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ・強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- ・依存症対策の推進

○相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ・相談支援体制の構築
- ・地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・発達障害者等に対する支援
- ・協議会の設置等

○障害児支援体制の確保に関する基本的な考え方

- ・地域支援体制の構築
- ・保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ・地域社会への参加・包容の推進
- ・特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ・障害児相談支援の提供体制

【第6期東大阪市障害福祉計画の成果目標】

(1)施設入所者の地域生活への移行

項目		数値	考え方
基準値	令和元年度末時点の入所者数 (A)	225人	令和元年度末時点の施設入所者数
目標値	①令和5年度末の地域生活移行者数 (B)	14人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
		6%	移行割合(B/A)
目標値	②令和5年度末の削減見込数 (C)	4人	施設入所者の削減見込数
		1.6%	削減割合(C/A)

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目		数値	考え方
目標値	精神病院から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日	大阪府が設定
目標値	精神病床における1年以上長期入院患者数	309人	大阪府が設定
目標値	精神病床の早期退院率 (入院後3か月・6か月・1年時点)	3か月=69%以上 6か月=86%以上 1年=92%以上	大阪府が設定

事項		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	3回	3回	3回
目標値	保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数(保健・医療・福祉・介護・当事者・家族・その他)	人/年	60人	60人	60人
目標値	保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	回/年	1回	1回	1回

(3)地域生活支援拠点等の整備

項目		令和5年度	考え方
目標値	地域生活支援拠点等の設置	設置	面的整備型

事項		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	地域生活支援拠点等の機能の充実のための検証および検討回数	回/年	1回	1回	1回

(4) 福祉施設から一般就労への移行

項目		数値	考え方
基準値	福祉施設から一般就労への移行者数 (A)	135人	令和元年度において、福祉施設から一般就労に移行した者の数
目標値	①目標年度(令和5年度)の一般就労移行者数 (B)	174人	令和5年度中に、福祉施設から一般就労に移行する者の数
		1.27倍以上	(B/A)
基準値	就労移行支援事業の利用者数 (C)	93人	令和元年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
目標値	②目標年度(令和5年度)の就労移行支援事業利用者数 (D)	131人	令和5年度における就労移行支援事業利用者数
		1.30倍以上	(D/C)
基準値	就労継続支援A型利用者数 (E)	17人	令和元年度末時点の就労継続支援A型の利用者数
目標値	③目標年度(令和5年度)の就労継続支援A型利用者数 (F)	24人	令和5年度における就労継続支援A型利用者数
		1.26倍以上	(F/E)
基準値	就労継続支援B型利用者数 (G)	10人	令和元年度末時点の就労継続支援B型の利用者数
目標値	④目標年度(令和5年度)の就労継続支援B型利用者数 (H)	13人	令和5年度における就労継続支援B型利用者数
		1.23倍以上	(H/G)
基準値	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者 (I)	174人	令和5年度における、福祉施設から一般就労に移行する者の数
目標値	⑤目標年度(令和5年度)の就労定着支援事業の利用者 (J)	7割	(令和5年度の就労定着支援事業を利用/I)
目標値	⑥就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所 (K)	7割以上	

(5) 就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額

項目		令和5年度	考え方
目標値	令和5年度の工賃の平均額	15,000円	令和元年度の工賃実績の1.1倍以上

(6) 相談支援体制の充実・強化等【新設】

項目		令和5年度	考え方
目標値	基幹相談支援センターの設置	設置	設置済

事項		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	300件	300件	300件
目標値	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	25件	25件	25件
目標値	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	件/年	160件	160件	160件

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新設】

事項		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人/年	2人	2人	2人
目標値	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有
目標値	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の年間共有回数	回/年	1回	1回	1回
目標値	障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	体制の有無	有	有	有
目標値	障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の年間共有回数	回/年	2回	2回	2回

【第2期東大阪市障害児福祉計画の成果目標】

(1) 児童発達支援センターの整備

項目		令和5年度	考え方
目標値	児童発達支援センター	1か所	設置済

(2) 保育所等訪問支援

項目		令和5年度	考え方
目標値	保育所等訪問支援の充実	2か所	設置済

(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

項目		令和5年度	考え方
目標値	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1か所	定員5人の事業所で、週1日利用するものとして設定
目標値	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	5か所	(放課後等デイサービス3か所設置済)

(4) 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

項目		令和5年度	考え方
目標値	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置	設置済

(5) 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

項目		令和5年度	考え方
目標値	関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置	令和5年度までに配置

【第6期東大阪市障害福祉計画の活動指標】

◎訪問系サービス 見込量(月あたり)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護(ホームヘルプ)……自宅での入浴や排泄、食事の介護などのサービスを提供	2,053人 29,362時間	2,101人 29,855時間	2,151人 30,378時間
重度訪問介護……自宅での入浴や排泄、食事の介助などから、外出時の移動中の介護を総合的に提供	160人 29,556時間	169人 31,250時間	179人 33,127時間
同行援護……外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を提供	224人 7,332時間	229人 7,468時間	235人 7,637時間
行動援護……危険を回避するために外出時の移動中の介護などのサービスを提供	85人 2,337時間	87人 2,413時間	89人 2,488時間
重度障害者等包括支援……居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供	— —	— —	— —

◎日中活動系サービス 見込量(月あたり)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護……昼間、施設で食事、入浴、排泄などの介助、日常生活上の支援を行うとともに、軽作業などの生産活動や創作的活動の機会を提供	1,392人 23,609日	1,414人 23,973日	1,437人 24,356日
自立訓練(機能訓練・生活訓練)……自立した日常生活等を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活機能の向上のために必要な訓練等を実施	265人 2,354日	278人 2,494日	292人 2,641日
就労移行支援……一定期間、事業所における作業や企業における実習などを通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を実施	473人 4,181日	520人 4,535日	572人 4,924日
就労継続支援A型……一般就労に向け、必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練などのサービスを提供	489人 6,349日	490人 6,367日	492人 6,397日
就労継続支援B型……雇用契約を締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援などのサービスを提供	1,500人 20,151日	1,609人 21,621日	1,726人 23,464日
就労定着支援……企業や自宅等への訪問などにより、生活リズム、家計や体調の管理などの課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などを支援	182人	191人	202人
療養介護……主に昼間、病院やその他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを提供	60人	61人	62人

◎短期入所等居住系サービス 見込み量(月あたり)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所(ショートステイ)……障害者支援施設などで、入浴、排泄、食事の介助などのサービスを提供	684人 2,947日	710人 3,068日	737人 3,191日
自立生活援助……定期的な巡回訪問や随時の相談や要請などに対応し、地域生活の状況を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整、生活環境の整備等を実施	42人	44人	47人
共同生活援助(グループホーム)……家事などの日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供	700人	736人	772人
施設入所支援……日中活動と合わせて、夜間などにおける入浴、排泄または食事の介助など、障害者支援施設において必要な介護・支援を実施	227人	224人	221人

◎相談支援等サービス(年間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援……支給決定または支給決定の変更前にサービス等利用計画案を策定。支給決定または変更後、サービス事業者などとの連絡調整、計画の作成を実施	2,111人	2,216人	2,326人
地域移行支援……住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所などへの同行支援などを実施	10人	13人	16人
地域定着支援……常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などに、相談、緊急訪問、緊急対応などを実施	29人	35人	44人

【第2期東大阪市障害児福祉計画の活動指標】

◎訪問系サービス 見込量(月あたり)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護(ホームヘルプ)……自宅で入浴や排泄、食事の介護などのサービスを提供	36人 648時間	38人 718時間	41人 816時間
同行援護……外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を提供	3人 64時間	4人 85時間	5人 107時間
行動援護……危険を回避するために外出時の移動中の介護などのサービスを提供	11人 268時間	12人 293時間	13人 317時間

◎居住系サービス 見込み量(月あたり)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所(ショートステイ)……障害者支援施設などで、入浴、排泄、食事の介助などのサービスを提供	133人 412日	139人 445日	146人 482日

◎児童発達支援等 見込量(月あたり)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援……就学前の児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供	303人 2,818日	307人 2,855日	311人 2,892日
医療型児童発達支援……肢体不自由のある児童について、児童発達支援及び治療を提供	26人 244日	29人 273日	32人 301日
居宅訪問型児童発達支援……重度の障害等のため、外出が著しく困難な障害児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを支援	9人 18日	10人 20日	11人 22日
放課後等デイサービス……就学児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活技術の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を実施	1,062人 14,337日	1,168人 15,768日	1,284人 17,334日
保育所等訪問支援……保育所等を利用中、または今後利用する予定の児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援員が訪問し、集団の中で安定した生活ができるよう支援	10人 13日	13人 16日	16人 20日

◎障害児相談支援(月あたり)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援……障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児またはその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、「障害児支援利用計画案」を作成し、通所給付決定が行われた後に関係者との連絡調整等を行うとともに、「障害児支援利用計画」を作成	1,367人	1,431人	1,498人
計画相談支援……支給決定または支給決定の変更前にサービス等利用計画案を策定。支給決定または変更後、サービス事業者などとの連絡調整、計画の作成を実施	36人	38人	41人
関連分野を調整するコーディネーターの配置……医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に、令和5年度未までに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを地域の実情に応じて配置	1人	1人	1人

【発達障害者等に対する支援における活動指標】

事項		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	支援プログラム受講者数(人)	人/年	60人	60人	60人
目標値	ペアレントメンターの人数	人/年	—	—	—
			大阪府においてペアレントメンターを養成		
目標値	ピアサポート活動の参加者数	人/年	30人	30人	30人

【地域生活支援事業】

(1)理解促進研修・啓発事業等 見込量(実施の有無)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解啓発研修・啓発事業	実施有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有

(2)相談支援事業 見込量(実施の有無)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	8か所	8か所	8か所
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施有無	有	有	有
基幹相談支援センター	実施有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有

(3)成年後見制度利用支援事業等 見込量 (年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実施有無	70人	75人	80人
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	有	有	有

(4)意思疎通支援事業 見込量 (年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	実利用件数	914件	963件	1,015件
	実利用時間	1,371件	1,445件	1,523件
要約筆記者派遣事業	実利用件数	14件	15件	16件
	実利用時間	25時間	27時間	29時間
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実利用件数	650件	675件	700件
	実利用時間	2,600時間	2,700時間	2,800時間
失語症向け意思疎通支援者派遣事業	実利用件数	0件	3件	5件
	実利用時間	0時間	12時間	20時間
手話通訳者設置事業	設置者数	6人	6人	6人
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	40人	40人	40人
手話通訳者養成研修事業	登録試験合格者数	20人	20人	20人
	実養成講習修了見込者数	15人	15人	15人
要約筆記者養成研修事業	登録試験合格者数	5人	5人	5人
	実養成講習修了見込者数	10人	10人	10人
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	登録者数	30人	30人	30人
失語症向け意思疎通支援者養成研修事業	登録者数	10人	10人	10人

(5)日常生活用具給付等事業 見込量(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	利用件数	134件	154件	177件
自立生活支援用具	利用件数	135件	136件	137件
在宅療養等支援用具	利用件数	85件	88件	92件
情報・意思疎通支援用具	利用件数	129件	134件	139件
排泄管理支援用具	利用件数	12,573件	13,089件	13,626件
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	利用件数	4件	4件	4件

(6)移動支援事業 見込量(月あたり)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実利用件数	2,273人	2,353人	2,437人
	実利用時間	29,042時間	30,051時間	31,105時間

(7)地域活動支援センター事業 見込量(実施か所数、年間実利用者数)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	箇所数	18か所	18か所	18か所
	利用人数	90人	90人	90人

(8)障害児等療育支援事業 見込量(実施か所数)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児等療育支援事業	実施箇所数	1か所	1か所	1か所

(9)日中一時支援事業 見込量(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	利用者数	146人	152人	159人
	利用日数	3,446日	3,587日	3,752日

(10)精神障害者地域生活支援広域調整等事業 見込量(開催回数)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援広域調整会議等事業	協議会開催回数	1回	1回	1回

【障害者関連施策の展開】

- (1)障害者等に対する虐待の防止
- (2)意思決定支援の促進
- (3)スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- (4)障害を理由とする差別の解消の推進
- (5)事業所での利用者の安全確保の取り組みや研修等の充実
- (6)ユニバーサルデザインの推進

【計画の推進・管理体制】**第1章 計画の推進体制**

- ・進捗状況の管理及び評価(PDCAサイクルの充実～計画の点検・評価・改善)
- ・行政による計画の推進と庁内の連携

第2章 計画の円滑な推進に向けた取り組み

- ・広報・啓発活動の推進(計画の広報・周知の充実、障害に関する理解の促進)
- ・連携・協力体制の構築(地域共生社会の実現、サービス提供・相談窓口等の充実、関係機関等との連携強化)